

合法性、持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

阪神米材協会

平成18年7月21日決議・公表

第1 目 的

本実施要領は、阪神米材協会（以下「協会」という。）が平成18年7月21日決議公表した「違法伐採対策に係る行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性、持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 実施要領に基づく認定の対象

1. 林野庁が平成18年2月15日公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法」により、協会の認定事業者として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、この実施要領に基づく認定を受けなければならない。
2. 本実施要領に基づく認定対象者は、次の者とする。
 - ① 阪神米材協会協会員

第3 事業者認定申請書の提出

この実施要領に基づき事業者の認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「事業者認定申請書」を協会に提出するものとする。

第4 審査及びその結果の通知

1. 協会は、この実施要領に基づく事業者認定のための審査委員会を設け、その可否を決する。
2. 審査委員会の運営に関する事項は、別に定める。

（審査委員会は、提出された「事業者認定申請書」の内容について書類審査を行い、認定の可否を決定し、申請者にその結果を通知。但し、必要があるときは、現地調査を実施する。）
3. 協会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第5 事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

1. 分別管理
 - ① 合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木製品（以下「証明材」という。）とそれ以外の木材・木製品（以下「非証明材」という。）

- を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において証明材と非証明材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。
2. 帳票の管理
- ① 証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により記録されていること。
- ② 管理の記録、証明書等が出荷後 5 年間保存されていること。
3. 責任者の選任
- ① 本取組みの責任者が、1 名以上選任されていること。

第 6 事業者認定書の交付及び公表

1. 協会は、認定事業者に対して別記 2 で定める「事業者認定書」交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、電話番号、認定番号、認定年月日等を文書又は当団体のホームページ等に公表するものとする。
2. 事業者認定書の有効期限は、認定の日から 3 年間とする。

第 7 証明書の発行

1. 認定事業者は、証明材の出荷に当って証明書を作成し、出荷先へ引き渡すものとする。
2. 証明書の様式は、別記 3 で定める「合法性・持続可能性証明書」又は既存の納品書等に別記 3 と同等の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。

第 8 取扱実績報告及び公表

1. 認定事業者は、別記 4 に定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告書」により、証明材の取扱等に係る前年（前年 4 月から本年 3 月まで）度分の実績を毎年 6 月末日までに、協会に報告するものとする。
2. 協会は、認定事業者からの報告をとりまとめ、その概要を公表する。

第 9 確認調査及び立入調査

1. 協会は、事業者認定申請書を受取後、申請内容について現地確認調査を実施することができる。
2. 協会は、認定事業者に対し証明材の取扱が適正であるか否かを確認するため立入調査することができるものとし、認定事業者は立入調査の通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど調査に協力しなければならない。

第 10 認定事業者の取消

1. 協会は、認定事業者が次のいずれかに該当したときは、認定を取消するものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から、認定取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。
 - ④ 第 9 に定める立入調査を拒否したとき。
 - ⑤ この事業に対しあらかじめ合意した費用の負担が実行されないとき。
2. 協会は、認定を取消したときは別記 5 に定める「認定取消通知書」を当該認定事業者へ送付するものとする。

第 11 認定等の費用負担

本認定制度の事務費並びに必要な維持費は、認定申請者及び認定事業者が負担するものとし、その額方法等は別に定める。

第 12 付則

この実施要領は、平成 18 年 7 月 21 日より実施する。